管理団体の指定を取り消した旨の届出があった。
政治資金規正法(昭和二十三年法律第百九十四号。以下「法」という。)第十九条第三項の規定により、次のとおり資金

令和四年二月二十五日

委員長 国 吉 一 夫神奈川県選挙管理委員会

() 法第十九条第三項第一号による届出

毛呂	林	倉岡	菅野	金 子	をした
武史	文子	正高	義矩	末広	た者の氏名
素心会	横浜に愛の風を・市民の会	くらおか正高後援会	菅野義矩後援会	金子末広後援会	資
					金
					管
					理
					寸
					体
					D
					名
					称
四、一、一九		四、二五五	三、二、二八		取消年月日